

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2022年11月28日
【会社名】	ユーピーアール株式会社
【英訳名】	UPR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 酒田 義矢
【本店の所在の場所】	山口県宇部市寿町三丁目5番26号 (同所は登記上の本店所在地であり、主たる本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号 内幸町東急ビル12階
【電話番号】	03(3593)1730
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部副本部長 兼 総務部長 石川 修
【縦覧に供する場所】	ユーピーアール株式会社 東京本社 (東京都千代田区内幸町一丁目3番2号 内幸町東急ビル12階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年11月25日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年11月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、当社定款に、株主総会資料の電子提供制度をとる旨の定めを設けたものとみなされております（「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第2項）。このみなし定款変更について当社定款に明文で規定するとともに所要の規定を整備するため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 法令によって置くものとみなされた、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定款の定めについて、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
- (2) 会社法第325条の5第3項に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものです。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、酒田義矢、酒田健治、町田敏明、石村浩、有宗政和、土田亮及び麓幸子を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松倉稔及び鈴木邦成を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、前田修志を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役の中村康久に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	65,423	97	-	(注)1	可決 99.84
第2号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
酒田 義矢	64,237	1,283	-		可決 98.03
酒田 健治	64,999	521	-		可決 99.19
町田 敏明	64,941	579	-		可決 99.10
石村 浩	64,998	522	-		可決 99.19
有宗 政和	64,999	521	-		可決 99.19
土田 亮	64,982	538	-		可決 99.17
麓 幸子	64,985	535	-		可決 99.17
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2	
松倉 稔	63,496	2,024	-		可決 96.90
鈴木 邦成	65,425	95	-		可決 99.84
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
前田 修志	65,411	109	-		可決 99.82
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	59,218	6,302	-	(注)3	可決 90.37

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上